

令和6年度兵庫県高等学校体育連盟運動部選手強化・育成事業の
支出基準にかかる内容と注意

1 支出科目の内容（対象経費）

項目	内容	留意点
報償費（謝金）	講師謝金	計上不可
食料費	弁当代金等	計上不可
保険料	傷害保険等	計上不可
旅費	教諭・選手の旅費	教諭・選手ともに各個人の受領サインが必要 ※押印不可
宿泊費	教諭・選手の宿泊費	教諭・選手ともに各個人の受領サインが必要 ※押印不可
消耗品費	使用球、文具、石灰、看板等の購入単価 20,000 円以内（消費税含む）かつ、使用耐用期間がおおむね 1 年以内の用具	購入物品の写真の添付が必須 領収書の宛名は高体連専門部名 内訳が分からない領収書の場合、請求書又は納品書を提出
役務費	郵送料、振込手数料、用具運搬料等	領収書の宛名は高体連専門部名
使用料	会場使用料	領収書の宛名は高体連専門部名

2 書類等の留意事項

- (1) 押印の廃止にともない申請書・請求書等には、電話・メールアドレスが必須。
- (2) 業者への支払いは、原則、金融機関への振込かクレジットカード支払い。
※ 現金支払の場合は、別途理由書を添付すること。
- (3) 消耗品の購入する場合は、購入した購入物品の写真添付すること。
- (4) 合宿等の根拠資料として、合宿の要項及び施設前等で撮影した写真を提出すること。
また、学校施設を使用した場合は、学校から専門部宛の領収書を提出すること。
※ 各日の写真が必要 例：2泊3日の合宿で合計3枚

3 記入上の注意

【申請時】

- (1) 実施計画（事業計画・収支予算書）に不備がある場合には、選手強化助成費を送金しないことがありますので、ご注意願います。
- (2) 選手強化助成計画（様式2号）については、強化練習及び強化合宿で様式が異なるため、留意して提出してください。
- (3) 収支予算書（様式3号）については、報償費・食料費・保険料については、補助金の対象外となるため計上しないでください。
※ 報償費を、補助対象外として計上した場合には、源泉徴収が発生しますので各専門部で適正に処理してください。
- (4) 請求書（様式4号）については、金額を確認して記入してください。
金額の誤り等があると振込作業を行うことができませんのでよろしくお願いします。

【報告時】

- (1) 事業終了後、速やかに報告書を提出してください。
- (2) 生徒の旅費は、学校から会場を原則に交通費の実費を計上してください。
- (3) 講師（教諭）・引率教諭の旅費は、交通費補助限度額表（別表1～4）に準じて計上してください。
- (4) 合宿・練習会の現地での写真（参加状況が分かるもの）を必ず提出してください。
- (5) 「(様式A-1) 選手強化・育成事業（選手強化助成）実施記録」は、収支決算書が作成出来ていない場合も必ず実施月の翌月8日までに提出してください。（例：7/30～8/2実施⇒8/8までに提出をお願いします。）
※ 事務局は、本事業における引率教員等を補償する保険に加入しており、保険会社に実施報告を毎月提出する必要があるため。
- (6) 会計監査において、厳格に点検されますので、点検の結果、報告書提出後に、計画書・予算書の変更をお願いすることがあります。
- (7) その他不明な点については、事務局までお問い合わせください。